

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（22）

2. 日時：令和6年2月2日（金）15時30分～15時55分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、島村主任安全審査官、伊藤主任安全審査官

澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部

高減容処理技術課 課長 他1名

放射性廃棄物管理第1課 マネージャー 他2名

放射性廃棄物管理第2課 マネージャー

放射線管理部 放射線管理第2課 課員

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 主査 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部 次長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

配布資料なし

参考資料：

第510回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

<https://www.da.nra.go.jp/view/NR100105994>

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	よろしくお願いいいたします。
0:00:02	はい。では今から、
0:00:06	会合のトラップアップを行いたいと思います。
0:00:11	それぞれの方から、今日の会合、
0:00:17	対応が必要な
0:00:22	ものについて、
0:00:25	その一覧と対応、
0:00:27	方針の説明をお願いできますでしょうか。
0:00:33	はいこちら減少機構の羽田です。それでは本日の審査会合でいただいた獅子コメントの一覧について江上委員の方で協力して説明させていただきます。
0:00:50	はい。エクセルが見えました。
0:00:53	はい。それではこちらのナンバー29 からなりますけれども、本日のですね、外部事象影響の説明の方でいただいたコメントになりますけれども。
0:01:05	森林火災についてということで、森林火災の影響評価について施設全体としての構造健全性についてのコメントですけれども、こちらの外壁のですねコンクリートの表層がですね、許容温度である、脈動を上回る状態がですね。
0:01:21	一部以上とかそういった継続する場合においてもその影響がないことについて、記載の充実を図ることというコメントをいただいておりますので、こちらについては拝承といたします。
0:01:33	まず一つ目のコメントは以上になります。
0:01:36	はい。規制とシブヤですどうもありがとうございます。そうですね。内部監査にいただいた案内っていうのはわかりましたのであとは、建物についての説明の充実を、はい。お願いしますということですね。
0:01:48	相田次さん、何か他にありますか。はい。
0:01:52	じゃ、次 30 番、お願いします。
0:01:56	はい。原子力機構の北原です。続きましてコメントNo. 30 になりますけれども、こちらはですね、放射性廃棄物処理場の安全機能についてということで、資料の方では閉じ込め機能だけ言及しておりましたけれども、許可書の方では遮へい機能もあるということですので、
0:02:13	こちらですね、着目しているその安全機能がですね、明確になるよう、書き分けを行うことということで、こちらについても拝承としております。こちらのコメントは以上になります。
0:02:24	はい。ご説明ありがとうございました。何かございますでしょうか。
0:02:32	この施設の種類によっても、場合によっては、その安全機能、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	右、違いがあるかもしれませんがその辺もわかるように説明をお願いできればと思います。
0:02:50	はい。では次、一番は了解しました。なんで一番お願いします。
0:02:56	はい。原子力機構の北原です。続きましてコメントNo. 31 ですけども、こちらの竜巻の飛来防止対策ですけども、回答の中で言及がありましたが、例えば新設等ですね設置工事等においてですね。
0:03:13	一時的に持ち込む資材も含めまして、竜巻により不用する恐れのある飛来物に対してこの日、飛来防止対策をもれなく実施するためにですね。
0:03:24	重量とかですねそういったパラメーターについて一定の基準を定めるよう検討することというコメントでございました。
0:03:32	こちらについても拝承ということでパラメーターの判断基準の明確化についてはですね、今これからですね検討させていただきます。コメントについては以上になります。
0:03:43	はい。ご説明ありがとうございました。
0:03:46	そうですねちょっと名前を全部あげるのDは、古野なら全部上げるだちょっとやっぱりキリがないので、何か一般的な勧めをお願いできればと思います。
0:03:59	他に何かありますでしょうか。
0:04:03	伊藤ですけども。
0:04:06	一定の基準を定めるっていうのは申請書の外部次長への設計方針とし、本文記載として、
0:04:17	どう表現をするのかっていうのをまず考えていただいて、
0:04:23	それをどう実施するのか。
0:04:26	ていうのを、
0:04:27	多分これを超えたらっていう。
0:04:31	ことだと思うので、
0:04:33	一応その申請書上どう表すのかと対になるように、検討いただければと思ってます。
0:04:44	言ってることなんてよくわかりますかね。
0:04:50	第一商品企画部ですけども、いただいたと承知いたしました。
0:04:54	余りにちょっと、基準部っていうところが言ってきた。
0:04:59	3日分の基準ということを考えますけれどもそれについて、設工認の申請書の中に、今本部でですね、総務部、
0:05:10	兵藤にするかという記載をするか、約束をするかというところも含めて検討するというので、承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:17	はい。何かその基準なりを考えてもらってそれをそのまま本文に書くというよりは、
0:05:27	基準。
0:05:29	基準定価の方なのでしょうね。
0:05:33	藤。
0:05:36	4人か後に、運転段階において、
0:05:41	どういう考えでやっていくっていうのを、文章化していただいてで、その具体的な方法は添付なりに、
0:05:50	示してもらおうということだと思うので、一応そこは、
0:05:56	分けて検討いただければと思ってます。そういうのと、
0:06:01	ストーカー。
0:06:04	あとこれちょっと確認をしたかったんですけども。
0:06:11	現段階において、
0:06:15	新たな飛来物が発生。
0:06:19	これまで想定してなかったものが発生していないことを、
0:06:25	どういう頻度どう把握するのか、っていうのは、もう一度ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。
0:06:47	はい所長の横堀ですけども、これで定めているまず対策したままについて、健全委所に使用してですね、適切な対策を、
0:06:58	維持されていることを確認するというと、鳥羽にですね。
0:07:02	そういう意味で新たに設置されているもの、ものがないかというのを、実施してですね、確認するといったことを現状が定めております。
0:07:14	今おっしゃったのは年1回以上ってそういうことですかね。
0:07:22	はいその通りです。ですよ。
0:07:26	規制庁イトウですけども。
0:07:27	例えば継続的にどういう対応を、調査、調査なり把握の対応をしていくのかっていうのを、
0:07:34	約束事項として、書いていただくっていうことだと言う気はしてますので、
0:07:40	そこも含めてご検討いただけるといいかなと思っております。
0:07:47	はい。正田の方に周知いたしました。
0:07:51	その約束事項+履行していくことによって、
0:07:56	例えば建屋を補強するなどの追加的な対策が要らないっていう担保になるということだと思っておりますので、
0:08:05	はい。よろしく願いいたしますと。
0:08:08	あと、もう1点ですね、30番の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:12	コメントで、今ワーワー今回説明いただいた、
0:08:21	河成影響の評価とか、
0:08:23	ていうのは、
0:08:26	遮へい機能が損なわれないってことの評価までしてるんですけど。
0:08:38	多分そうではないんだと思っていて、なので、書き分けるっていうのは、考え方も含めて結論が読み解けるように、書き分けをしてくださいという意味だととらえていただければと思っています。
0:08:53	はい庄野小堀です。
0:08:57	承知いたしました。おっしゃる通り、
0:09:01	そこの遮へいの要望というところまでまして、その評価まではおっしゃる通り行っておりませんが、
0:09:09	表層のみでコンクリートくず、月影響はないということから、影響がないというところで考えておりましたので、そういったところも含め、
0:09:20	書き分けの際には、丁寧に書くようにしたいと思います。
0:09:24	はい。よろしく願いいたします。以上です。
0:09:32	はい。
0:09:33	じゃあ次、32番で大丈夫ですか進んでいただいて32は、お願いいたします。
0:09:40	はい原子力機構の北原ですけれども、コメントNo. 30になりますけれども、こちらでも竜巻の飛来防止対策についてということで、設工認であるということになりますので、その具体的な説明ですね、重量かとかどのように固縛するのか。
0:09:56	について資料に追加することというコメントでございます。こちらについても拝承としまして重量か固縛等の対策についてですね、資料の方に追記させて説明、説明させていただきます。こちらについては以上になります。
0:10:11	はい。何かコメント等ございますでしょうか。
0:10:17	はい、では次33番お願いします。
0:10:22	はい。原子力機構の北原です。続きましてコメントNo. 33ですけれども、こちらの竜巻の飛来防止対策について、こちらの外部事象影響に対する申請対象工事に含まれないのかという質問でございますけれども。
0:10:36	こちらについては審査会合でも説明させていただきました通り基本的にはですね、飛来物対策主に重量化対策等を中心に行うということについてはですね、運用対応で整理の方してございますので、
0:10:49	こちらについて考え方をですね、こちらで整理して、また説明させていただきたいと思います。こちらについては以上になります。
0:10:58	はい。ご説明ありがとうございました。何かコメント等ございましたらお願いします。
0:11:05	はい規制庁イトウですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:08	まず 32 番については、
0:11:13	外部事象を対策で、これも補強なんか不要だっていう、
0:11:19	根拠になるので、本文記載として必要な、
0:11:23	方針だと思っていますのでしっかり整理して書いていただきたいなと思っているのと、
0:11:30	33 番に関しては、
0:11:36	設工認んがね、しっかり書くべきとか書く必要ないとかいろんな意見あると思っていてで、
0:11:44	機構として、これまでの設工認の中で、どう説明をしてきているのか。
0:11:54	ということであったり、あとは新規制基準。
0:11:59	満たしている設置事業っていうのは他にもありますので、同様の要求があつてですね。
0:12:04	ですので、他の事業でもこういう認可実績になっていますとか、いろんな材料があると思いますので、広く横を見たときに、
0:12:15	事故の考え方が方針があつてればそういう主張をしていただいてもいいと思いますので、そこしっかり情報を収集していただいた上で整理いただければと思います。
0:12:29	はい。原子力機構の北田ですコメントありがとうございます。はい。まず飛来防止対策の具体的な記載については、本文の方にですねしっかり明確に記載したいと思います。
0:12:41	外部事象の影響に対する申請対象工事含まれるのかについては前、おっしゃる通り機構の中でですね説明を実績ある、ありますので太茶を確認した、させていただいた上でですね、他事業他施設についてもですね確認してですね、整理したいと思います。
0:13:03	はい。以上です。
0:13:09	はい、じゃ次お願いいたします。
0:13:13	はい。原子力機構の北です。続きましてコメントNo. 34 になりますけれども、こちら技術基準規則第 8 条第 1 項の外部事象のうち、過去の設工認で適合性を認める。
0:13:27	増えるものについてですけども、こちら本申請書の方にですね、液認可で、申請済みであり、その設計変更がないという旨を明記した方が良いというコメントでございますこちらについては拝承とさせていただきます。はい、以上となります。
0:13:42	はい。ご説明ありがとうございました。
0:13:46	ちなみにこのスライドの 8 ページ 9 ページに相当する情報っていうのはこの申請書の方には入っているんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:58	消防力のその現場の申請商業をこういった整理表までは、添付しておりません。
0:14:04	わかりました。
0:14:07	そうですね。多分、何か私も探し回った記憶があるので。はい。何か。そうですね。この指摘のようにどこ、どこを見に行けば、それがわかるのかっていう情報含めて、お願いいたします。
0:14:24	イトウですけれども、木部さんの言ってるどこを見に行けばっていうのは、
0:14:30	金鹿野を、
0:14:33	申請書の精製所に根拠が記載されているのかを特定できるよう申請書の添付書類なりの中で表現してくれとかそういう意味。
0:14:45	そうですねあとはもう許可でもう付与、未来っていうふうに決まってるので、そういう理由で、どこにも記載がないんだよっていうことがわかるようにということですね。
0:14:58	ということですよ。
0:15:00	だから事象として想定不要のものは、許可で不要と整理されているというのが、多分添付書類の外部事象のところ。
0:15:10	でも述べられるとか、許可制後の説明資料の多分読み解けるんだと思うんですけどもそうになっている必要があるっていうのと、
0:15:19	対象の。
0:15:22	考慮する対象の外部次長なんだけれども、
0:15:26	この申請の中で
0:15:29	設計について、述べていないものについては、述べる必要がないとしているものについては、
0:15:35	本文において、真木認可ですでに設計上の考慮されているっていうことをしっかり示していただきつつ、添付書類の方見れば、
0:15:46	どの申請書過去の申請書においてそれが、を示しているのかっていうのがわかるようにしていただく必要があると、そんな感じですかね。
0:15:58	はい、ありがとうございます。
0:16:00	ということでよろしいでしょうか。
0:16:03	大丈夫です。ありがとうございます。承知いたしました。申請書の方の前段階でしっかり、記載をさせていただきたいと思います。
0:16:12	はい。よろしく願いいたします。
0:16:15	以上です。
0:16:18	じゃ、35 番お願いします。
0:16:22	はい。原子力機構の北原です。つきましてコメントNo.35 になりますけれども、こちらの森林火災の判断基準の記載についてということでコンクリー。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:32	等々ですね鉄鋼の許容温度についてはどちらも満足する必要があるためということで、マターではなく及びとした方がいいというコメントでございましたので、馬淵についてはその通り修正したいと思います。こちらについては以上です。
0:16:49	はい。
0:16:50	何かコメントございますでしょうか。
0:16:57	特にない。36番、お願いします。
0:17:03	はい原子力機構の北原です。続きまして最後ですけれどもコメントNo. 36ですけれども、有毒ガスアンモニアガスについてですね、可燃性ガスとしての観点で、内部火災に至るかかる審査においても、説明することと。
0:17:17	あとこれに加えてセル排風機のケーブルについても同様に、内部火災に係る審査において、説明するようにというコメントでございましたので、こちらについても拝承と。
0:17:28	して、次回の審査会で説明するようにいたします。はい、以上となります。
0:17:35	はい。
0:17:36	36番について何かコメント等ございますでしょうか。
0:17:44	規制庁シマムラですけれども。
0:17:48	現状の内部火災の評価にはこの、
0:17:52	このアンモニアカスウの、
0:17:54	延長というのは、
0:17:56	含まれてるんですよ。しょうか。
0:18:03	はい当初のヨコボリですけども、明確な評価というのは、あれですけども、アンモニアガスとしては可燃性ガスということもありますので、
0:18:13	そこらの説明として一部入れておりますけども、今回採算するというかですね、施設部に細かく整理をかけますので、その際に改めてしっかり明確化して、
0:18:25	建設をしていきたいと考えております。
0:18:31	火災影響評価で
0:18:34	可燃物として何か
0:18:38	評価に加え、今んところその何ていうんすかね、数値としては、
0:18:45	入ってはいないということなんでしょうか。
0:18:49	庄司ですけども、失礼いたしました。その評価には含まれております。含まれてです。はい。
0:19:02	はい、ほかに何か。
0:19:04	ございますでしょうか。
0:19:09	藤伊藤です。規制庁イトウですけれどもちょっとコメントの上の方をもう一度映していただけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:20	29 番からが、
0:19:25	通っ解剖間ですかね。
0:19:30	はい驚見常務サービスは 29 番からになります。
0:19:34	ありがとうございます。
0:19:41	もういい時期を言って、
0:19:52	ちょっと拝見しますので少々お待ちください。
0:20:19	えっと 29 番。
0:20:22	影響がないことについてってあるんですけども。
0:20:27	意味としてはもう少し行っていたんだとっていて、
0:20:32	一つは建屋自体の健全性が損なわれないっていうこと。
0:20:38	もう 1 点ですね。
0:20:40	もう 1 点は、
0:20:43	これ申請書上の記載の話として、
0:20:54	今内部火災に至らないってところで止まっているんですけどもその安全機能に影響を及ぼさないって結論までちゃんと表現してくださいってその意見を、
0:21:05	言っていたんだと思うので、
0:21:08	もうちょっとそこも考慮した案、修正しておいていただければと思います。
0:21:16	最初に来たです承知いたしました。記載についてですね詳細にわかるように記載いたします。はい。よろしく願いいたします。
0:21:26	杉沢シマムラさんは、この質問記載の方で、まず、
0:21:38	こちらの趣旨、質問趣旨に対して少し足りないところがあるけど甘さそうですね。どうでしょう。そうですね。あれ、嶋村さんが火災と竜巻のフローについて、質問されたかと思えますけど。
0:21:53	特に宿題的なものは残ってないんでしたっけ。
0:22:01	これどこだったんか。
0:22:07	超過活動とか、竜巻発生時の対応とか、
0:22:15	その辺は、
0:22:18	設備を停止したりとかってそういう、
0:22:20	存廃を流れることですよね。
0:22:27	答えは、はい。言っただけました。
0:22:32	ちょっとそこ私規制庁伊藤ですけども私も少しお伝えしたかったのは、結局運用対応することによって、
0:22:43	その追加的な、
0:22:46	措置が不要になるってことだと思うので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:52	保安規定や下部規程で、その必要な対応を明記するっていうことが、
0:22:59	第 8 条、施設固有の外部事象への設計方針。
0:23:05	ここまでに良しとすることの根拠になっているんだとしたら、
0:23:11	申請書上どう表すのかっていうのが必要になってくるような気がするんですけどもそこはどうでしょうか。
0:23:20	今は申請書の記載案として、す。
0:23:25	そのあたりを明確になってるんでしたっけ。
0:23:31	定型処理場の小堀です。業務設工認申請折衝それから、今回青字でですね、補正で修正をさせていただきたいという、
0:23:43	今回説明した。
0:23:46	ちょっと資料、そこへの紹介活動の件。
0:23:50	竜巻の発生時の対応とかっていうところまでは、
0:23:57	記載をしていない状況です。
0:24:00	そうですね。なので、それも本センターコメントとしてですねとらえていただいて、
0:24:08	またの考え方をお示しいただくのかなと思っています。
0:24:17	症状黒須承知いたしました審査会合の場で回答したようなところも含めまして、申請書の本文事項として、
0:24:26	形で記載をするかっていうところも含めてですね、成案というか、そういった形も含めて資料の数字に、
0:24:32	手続きをさせていただくということでコメントの方も聞かせていただきたいと思います。
0:24:38	はい。よろしくお願いいたします。
0:24:57	コメントは私は以上で結構だと思います。
0:25:06	はい。私も大丈夫です。はい。
0:25:11	はい、じゃあ、ラップとしては、ところはたくさんラップはここまでにさせていただきました。お疲れ様でした。
0:25:20	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。